

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 1 2 号
件 名	所得税法第56条廃止を求める意見書の提出について
紹 介 議 員	五十嵐完二，飯塚孝子，野本孝子，平あや子
要 旨	<p>私たち中小零細業者や農家の家族従業者は，所得税法第 56 条の配偶者その他の親族が事業に従事したとき，対価の支払いは必要経費に算入しないという条文主旨により，働き分（自家労賃）は必要経費として認められていません。家族従業者の働き分（自家労賃）や人権が公正に評価される社会実現のため，所得税法第 56 条を廃止するよう国に意見書を提出していただきたくお願いいたします。</p> <p>請願の理由</p> <p>労働に対し，対価（給料）を得ることは当たり前のことです。しかし，所得税法第 56 条の定めによって，事業主とともに働く配偶者や家族の働き分は事業主の所得に合算されるため給与としては認められません。事業主の所得からの控除は，配偶者は 86 万円，配偶者以外の家族は 50 万円と低額で，住宅や車のローンが組めないなど，事業継承の障害にもなっています。国民健康保険に傷病手当や出産手当が支給されない根拠の一つともなっています。</p> <p>国は，小規模企業は経済を牽引し，雇用を確保し，地域社会の主役として住民生活に貢献している国家の財産とも言うべき存在であると私たち家族経営の役割を評価し，成長力の基盤である小規模企業の健全な発展を促す必要があると小規模企業振興基本法を定めました。この法律の趣旨からも，家族経営の繁栄や事業継承，地域経済の振興を妨げる所得税法第 56 条は廃止されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成29年 9 月12日 総務常任委員会
受 理	平成29年 9 月 5 日 第 2 1 9 号

また、青色申告の選択による専従者給与（所得税法第 57 条）の取得によって第 56 条を回避することが可能だとする意見がありますが、これは事の本質をそらすものです。そもそも申告の原則は白色申告です。青色申告は、税務署長が条件つきで一部の経費のみ認める特典で、幾つもの義務が課されます。税務署長の裁量で取り消される場合があり、家族一人ひとりの働き分を認めたものとは言えません。平成 26 年 1 月からは全ての事業者に記帳が義務づけられ、白色申告者であっても家族従業員への給料支払いは当然正確に記帳されます。白色申告や青色申告、法人申告といった申告形態にかかわらず、家族一人ひとりの働き分は、必要経費として認められるべきと考えます。

アメリカ、イギリス、ドイツなど世界の主要国は、働き分（自家労賃）を必要経費と認め、家族従業員の人権、労働を正當に評価しています。日本全国でも、所得税法第 56 条の廃止を求める声が広がり、平成 29 年 7 月現在、9 県議会を含む 485 自治体が請願を採択し、国に意見書を提出しています。

中小零細業者や農業など家族経営の自営業で働く女性たちの働きを公正に認め、給料を経費にできるように、そして給料の中から税金を払い個人として地方政治に貢献できる自立した存在になれるように、地域の中で女性たちが生き生きと力を発揮して働ける環境づくりの一環として、どうか趣旨に御賛同いただき、貴議会において同内容の意見書を国に提出してくださるよう請願いたします。